

平成25年12月26日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）において、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年12月24日閣議決定）による改正後の消防法施行令第12条第1項第1号及び第9号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」を見直し、同項第1号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」を規定するものです。
また、自主表示対象機械器具等に係る届出事項を見直すものです。
- (2) 消防法施行規則の一部改正に関連して、消防庁長官告示として、入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を制定するものです。
- (3) 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等において、駐車場に設置される泡消火設備について、消防法施行令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いる特定駐車場用泡消火設備を定め、必要な技術基準を制定するものです。
- (4) 消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件（案）において、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機の設置を要しない等の要件を満たすものに係る工事又は整備を、消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備から除く見直しを行うものです。
- (5) 上記のほか、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準について、所要の見直しを行うものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件（案）
 - ・ 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）
 - ・ 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（案）
 - ・ 消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類する

ものを定める件の一部を改正する件（案）

- ・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（案）
 - ・ 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した検査設備及び検査方法に関する届出事項を定める件（案）
- 詳細については、別紙の概要資料を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 26 年 1 月 30 日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 吉村補佐、青島

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件（案）
- ・ 特定駐車場における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）
- ・ 特定駐車場泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（案）
- ・ 消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：k.aoshima@soumu.go.jp

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年1月30日(木)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

平成 25 年 1 2 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）において、消防法施行令（以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」及び令第 12 条第 1 項第 1 号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」を規定する等の見直しを行うほか、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等を制定するものである。

また、消防法施行令第 36 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件等について所要の見直しを行うものである。

1. 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）による令第 12 条第 1 項第 1 号の改正により、令別表第 1（6）項ロに掲げる避難が困難な者が多く入所する社会福祉施設には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。

これに伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」について、延べ面積 275 ㎡未満の施設に係る規定を整備するとともに、スプリンクラー設備の設置義務に係る要件の一部となる令第 12 条第 1 項第 1 号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について、その具体的な内容を定めるものである。

また、消防法及び消防法施行令の一部改正（平成 25 年政令第 88 号）を契機に、自主表示対象機械器具等の製造業者等が届け出なければならない事項・様式を明確化するものである。

【改正内容】

（1）火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造（第 12 条の 2 関係）

○第 1 項第 1 号

延べ面積 275 ㎡未満の施設について、従前の延べ面積 1,000 ㎡未満の施設に係る規定を適用するものとする。ただし、延べ面積が 275 ㎡未満の施設のうち、利用者の居室が避難階のみに存するものであって、第 2 項第 2 号の要件を満たすものについては、この号ロ本文に規定する内装制限を要しないものとする。

○第 2 項

延べ面積が 100 ㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

第 1 号…内装を準不燃材料等で仕上げたもの

第2号…避難が容易な構造を有する施設のうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

(2) 介助がなければ避難できない者（第12条の3関係）

乳児及び幼児並びに令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）に規定する施設に入所する者（同項口（5）に規定する施設に入所する者にあつては、同項口（5）に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（仮称。厚生労働省において制定予定。）別表第一に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
2. 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
3. 認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
4. 認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
5. 認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
6. 認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

(3) 自主表示対象機械器具等に係る届出事項の明確化（第44条の2関係）

消防法及び消防法施行令の一部改正により自主表示対象機械器具等の種類が増えることから、自主表示対象機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、手続き面を見直すこととし、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることを規定する。

※ 試験の結果については、別記様式第9号の添付資料として提出を求める。

【施行期日】

平成27年4月1日（（3）については公布の日）

2. 入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件（案）について

【制定理由】

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造として消防法施行規則の一部を改正する省令（案）による改正後の消防法施行規則第12条の2第2項第2号に規定されるもののうち、消防庁長官が定めることとされている入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定めるものである。

【制定内容】

○入居者等の避難に要する時間の計算方法

次に掲げる時間を合算した時間

- ・入居者等が避難を開始するまでに要する時間
- ・入居者等が屋外までの避難を完了するまでに要する時間

○火災発生時に確保すべき避難時間の基準

次に掲げる各条件に応じ掲げる時間

- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの：4分
- ② 次の式に該当する場合：4分
$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$
- ③ 上記①及び②のすべてに該当するもの：5分
- ④ 上記①及び②のいずれにも該当しないもの：3分

【施行期日】平成27年4月1日

3. 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等について

【概要】

駐車場に設置される泡消火設備について、従来の泡消火設備（令第13条に規定されるもの）に代え、閉鎖型泡水溶液ヘッドを用い、火災が発生した部分にのみ泡水溶液を放射する設備が実用化されている。

当該設備について、性能鑑定に基づく令第32条の適用による設置及び消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等としての設置により、相当数の知見が蓄積されてきたことから、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準を制定するものである。

【理由】

当該設備については、平成24年3月末時点で、性能鑑定に基づく消防法施行令第32条の適用による設置が481件、消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等として総務大臣の認定により設置されたものが10件あり、相当数の知見が蓄積されてきた。

これを受け、平成22年に、一般則化するために必要な要件等が有識者により検討され、平成22年3月に「新技術を用いた性能規定化に関する作業部会報告書」においてとりまとめられた。

平成23年には、関係業界から意見を聴取しながら検討をさらに進め、感知性能（感知すべき小火源における感知ができる設置範囲、想定される大火源における開放個数）、消火性能（想定される大火源における消火能力）に区分して性能を確認し、平成24年には、「消防用設備等の技術基準のあり方に係る有識者会議」において、駐車場の想定火災における燃料漏えい量に係る検討、及び閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備の検証試験方法に係る検討を行い、一定の結論を得た。

以上を踏まえ、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備について、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準を制定する。

【施行期日】 公布の日

4. 消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件（案）について

【概要】

特定小規模施設用自動火災報知設備について、すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けないものについて、「消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備」から除くよう見直しを行うもの。

【理由】

特定小規模施設用自動火災報知設備は、自動火災報知設備に類するものとして消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備として規定されているが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けることを要しないものにあっては感知器を容易な工事で設置することができる。

取り付け工事の内容が同程度に容易である無線式の連動型住宅用防災警報器においては消防設備士でない者が適正に設置をしており、住宅用防災警報器の普及に伴い当該警報器の設置に関して一定の知見の蓄積がなされてきたことから、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、上記のものに係る工事又は整備については、「消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備」から除くよう見直しを行うものである。

【施行期日】 公布の日

5. 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（案）について

【概要】

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 21 号）により、これまで令第 32 条を適用して設置されていた天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓（以下「天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓等」という。）が本則化されたことに伴い、天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓等に用いられるボール弁についても、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に規定を設けるものである。

【施行期日】 公布の日

6. 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した検査設備及び検査方法に関する届出事項を定める件

【概要】

1. (3)の消防法施行規則の改正に関連して、届け出なければならない事項である検査設備及び検査方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるものは、次の事項とする。ただし、既に別の自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を示すことで当該事項に係る書類の提出に代えることができることとする。

- ① 試料数
- ② 試験要件（周囲温湿度、水圧、電圧、試験回数など）
- ③ 試験に用いる設備及び測定機器の種類並びに管理者名（法人の場合は、その名称）
- ④ ③の設備及び測定機器の校正周期（JIS、ISO等の試験所としての第三者認証を受けている試験機関等において試験を行っている場合にあっては、その旨）
- ⑤ 試験の記録用紙の様式

【施行期日】 公布の日

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号及び第九号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の見出し中「防火区画」を「構造」に改める。

第十二条の二第一項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、専ら当該施設の職員が使用することとされている居室以外の居室（次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもののうち、次項第二号に定める構造を有するものにあつては、この限りでない。

第十二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項口とみなして同号の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができ自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するものうち、入居者等（入居者、入所者又は宿泊者をいう。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないものであること。

イ 第二十三条第四項第一号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。
ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なった避難経路を確保していること。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児及び幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及又は(5)に規定する施設に入所する者(同項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち次の各号のい

れかに該当する者とする。

一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第●号）別表第一に掲げる項目をいう。以下、この条において同じ。）三の群「乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 ○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。ただし、専ら当該施設</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。</p>

の職員が使用することとされている居室以外の居室（次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のものうち、次項第二号に定める構造を有するものにあつては、この限りでない。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

下であること。

2

前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同号の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

下であること。

(追加)

一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するもののうち、入居者等（入居者、入所者又は宿泊者という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないものであること。

イ 第二十三条第四項第一号二に掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なった避難経路を確保していること。

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児及び幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及又は(5)に規定する施設に入所する者(同項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第●号)別表第一に掲げる項目をいう。以下、この条において同じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できない」に該当しない者
- 五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が

(追加)

不要」に該当しない者

六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

※第四十四条の二第二項について、別紙概要のとおり改正を検討中

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条の二第二項第二号の規定に基づき、入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を次のとおり定める。

平成 年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という。）第十二条の二第二項第二号の規定に基づき、入居者、入所者又は宿泊者（以下「入居者等」という。）の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定めるものとする。

第二 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

一 入居者等が避難を開始するまでに要する時間 施設の延べ面積（単位 m^2 ）の平方根を三十で除して得た値（単位 分）

二 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

(一) 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

イ 介助者の移動速度（階段上り） 分速五十四メートル

ロ 介助者の移動速度（階段下り） 分速七十二メートル

ハ 介助者の移動速度（階段以外における移動） 分速百二十メートル

(二) 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間 介助用具等が必要な入居者等の数（二に満たない場合は二とする。）に〇・五（単位 分）を乗じて得た時間を合算した時間

(三) 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を介

助された入居者等の移動速度（分速三十メートル）で除して得た時間を合算した時間

第三 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）でしたもの（第三号に掲げるものを除く。） 四分

二 次の式に当てはまるもの（次号に掲げるものを除く。） 四分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$

三 前二号のいずれにも該当するもの 五分

四 一又は二のいずれにも該当しないもの 三分

附 則

この告示は平成 年 月 日から施行する。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

（同項に規定するものをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定駐車場 令別表第一に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるものをいう。

イ 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができ構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあつては二百平方メートル以上、一階にあつては五百平方メートル以上、屋上部分にあつては三百平方メートル以上のものうち、床面から天井までの高さが十メートル以下の部分

ロ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十以上のものうち、床面から天井までの高さが十メートル以下のもの

二 特定駐車場用泡消火設備 特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

三 単純型平面式泡消火設備 第一号イに規定する特定駐車場（以下「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであつて、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備（次号から第七号までに掲げるものを除く。）をいう。

四 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであつて、感熱体を有しないものをいう。以下同じ。）及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッド（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十八条第一項第一号に規定する泡ヘッドをいう。以下同じ。）に泡水溶液を供給する継手をいう。以下同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

五 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

六 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド（規則第十八条第四項第十号イに規定する火災感知用ヘッドをいう。以下同じ。）、閉鎖型スプリンクラーヘッド（規則第十三条の二第一項に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドをいい、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）第二条第一号に規定する標準型ヘッド（同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除

く。)に限る。以下同じ。)及び一斉開放弁(令第三十七条第十一号に規定する一斉開放弁をいう。以下同じ。)を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

七 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備 平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

八 機械式泡消火設備 第一号口に規定する特定駐車場(以下「機械式特定駐車場」という。)において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

九 流水検知装置 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)の規定に適合する流水検知装置をいう。

十 有効感知範囲 消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。

十一 有効放射範囲 消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。

十二 有効警戒範囲 前二号に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

(泡消火設備に代えて用いることができる特定駐車場用泡消火設備)

第三条 特定駐車場において、令第十三条及び第十五条の規定により設置し、及び維持しなければならない泡消火設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、特定駐車場用泡消火設備とする。

(単純型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第四条 単純型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号イからニまでの規定に準じて設けることとするほか、次に定めるところによること。

イ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定

める標示温度を有するものを設けること。

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度未満	七十九度未満
三十九度以上六十四度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

二 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が八以下の場合にあつては、八）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を十分間放射することができる量

$$N = 10 \times (2.3)^2 \cdot r^2$$

r は、閉鎖型泡水溶液ヘツドの有効感知範囲の半径（二以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘツドを用いる場合にあつては最小の半径に限る。）（単位 メートル）

N は、閉鎖型泡水溶液ヘツドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位 個）

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

三 流水検知装置は、次に定めるところによること。

イ 流水検知装置の一次側（流水検知装置への流入側で弁体までの部分をいう。以下同じ。）には、圧力計を設けること。

ロ 流水検知装置の二次側（流水検知装置からの流出側で弁体からの部分をいう。以下同じ。）に圧力の設定を必要とする特定駐車場用泡消火設備にあつては、当該流水検知装置の圧力設定値よりも二次側の圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置を設けること。

ハ 流水検知装置の二次側は泡水溶液を満たした状態とすること。

四 単純型平面式泡消火設備に併せて自動火災報知設備を設置する場合には、当該設備の感知器は、火災

報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。）に適合するものを規則第二十三条第四項の規定に準じて設けること。

五 泡消火薬剤の貯蔵量は、第二号イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

六 泡消火薬剤の貯蔵場所及び加圧送水装置は、点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれがなく、かつ、当該泡消火薬剤が変質するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

七 呼水装置、非常電源及び操作回路の配線は、規則第十二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の規定の例により設けること。

八 配管は、規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。

九 加圧送水装置は、規則第十八条第四項第九号の規定に準じて設けること。

十 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

十一 自動警報装置は、規則第十八条第四項第十二号の規定に準じて設けること。

十二 泡消火薬剤混合装置は、規則第十八条第四項第十四号の規定に準じて設けることとするほか、消火に有効な泡を生成するために適した泡水溶液を混合することができるとすること。

十三 規則第十二条第一項第八号の規定は、単純型平面式泡消火設備について準用すること。

十四 泡消火薬剤貯蔵槽、加圧送水装置、非常電源、配管等は規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講じること。

十五 単純型平面式泡消火設備の配管の末端には、流水検知装置の作動を試験するための弁を規則第十四条第五号の二の規定に準じて設けること。

（感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第五条 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、前条（第一号口及び第二号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、次に定めるところによること。

イ 感知継手は、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度

を有するものを設けること。

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度未満	七十九度未満
三十九度以上六十四度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び感知継手の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

二 開放型泡水溶液ヘッドは、次に定めるところによること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

ロ 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は二以下とすること。

三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できる

ように設けること。

四 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 前条第二号イに定める量又は次の(イ)若しくは(ロ)に定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が八以下の場合にあつては、八）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を十分間放射することができ量

(イ) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

(ロ) 前条第二号イに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

五 配管は、感知継手の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

(感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第六条 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条(第一号口及び第二号を除く。)並びに前条第一号、第四号及び第五号の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 泡ヘッドは、令第十五条第一号及び規則第十八条第一項の規定の例により設置するほか次に定めるところによること。

イ 泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

ロ 一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は二以下とすること。

二 閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

(一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第七条 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条(第一号口及び第二号を除く。)の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下「火災感知ヘッド等」という。）は、次に定めるところによること。

イ 火災感知ヘッド等は、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
三十九度未満	七十九度未満
三十九度以上六十四度未満	七十九度以上百二十一度未満

ロ 閉鎖型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

二 開放型泡水溶液ヘッドは、次に定めるところによること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放の開放により放射すること。

ロ 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は四以下とすること。

三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

四 水源の水量は、次のイ及びロに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

イ 第四条第二号イに定める量又は次の(イ)若しくは(ロ)に定める個数のいずれか大きい個数(当該個数が八以下の場合にあつては、八)の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を十分間放射することができる量

(イ) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

(ロ) 第四条第二号イに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの

有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲以内に設けられた二以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

五 配管は、一斉開放弁の二次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

(一斉開放弁ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

第八条 一斉開放弁ヘッド併用型平面式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条(第一号ロ及び第二号を除く。)並びに前条第一号、第四号及び第五号の規定の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 泡ヘッドは、令第十五条第一号及び規則第十八条第一項の規定の例により設置するほか次に定めるところによること。

イ 泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

ロ 一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は四以下とすること。

二 閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲並びに泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

（機械式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

第九条 機械式泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第四条から第八条までの規定の例によるほか、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けること。ただし、当該機械装置の部分に設ける場合にあつては、第四条第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。

（委任規定）

第十条 第四条から第九条までに定めるもののほか、特定駐車場用泡消火設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。

○消防庁告示第 号

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十五年総務省令第●号）、第二条第十号及び第十一号、第四条第二号並びに第十条の規定に基づき、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成 年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十五年総務省令第●号。以下「省令」という。）第二条第二号に規定する特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において使用する用語は、省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 標示温度 閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手が作動する温度としてあらかじめ表示された温度をいう。

二 デフレクター 放射口から流出する泡水溶液を細分させる作用を行うものをいう。

三 フレーム 閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドの取付部とデフレクターを結ぶ部分をいう。

四 設計荷重 閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手を組み立てる際、あらかじめ設計された荷重をいう。

五 ヒュージブルリンク 易融性金属により融着され、又は易融性物質により組み立てられた感熱体（火熱により一定温度に達すると閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手を作動させるために破壊又は変形を生ずるものをいう。）をいう。

六 感熱体周囲温度 次の式によって求められた温度（標示温度が七十五度未満のものにあつては、三十九度）をいう。

$t_a = 0.9 t_m - 27.3$

t_s 感熱体周囲温度

t_m 閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手の標示温度

七 グラスバルブ ガラスの球の中に液体等を封入した感熱体をいう。

八 放射圧力 別図第一に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。

九 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド 機械式特定駐車場に設ける閉鎖型泡水溶液ヘッドで、加圧された泡水溶液をヘッドの軸心を中心として矩形形状に均一に放射するヘッドをいう。

第三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等

一 閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等

閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 構造 ヘッドの構造は、次のイからニまでに適合するものであること。

イ 配管への取付け等の取扱いに際し機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

- ロ 作動時に分解するすべての部分は、放射をさえぎらないよう分解し、投げ出されること。
- ハ 組み立てられたヘッドの各部にかかる荷重の再調整ができない措置を講じたものであること。
- ニ ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。
- ホ ヘッドの取付けねじは、J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第一八五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B O 二〇三に適合するおねじのうち呼びR 1 / 2、R 3 / 4のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。
- (二) 材質 ヘッドの材質は、次のイからハまでに適合するものであること。
- イ 時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。
- ロ ヘッドの取付け部及びフレームの材質は、J I S H 五 一 二 〇若しくはJ I S H 五 一 二 一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。
- ハ デフレクターの材質は、J I S H 三 一 〇 〇、J I S H 五 一 二 〇若しくはJ I S H 五 一 二 一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。
- (三) 強度試験 ヘッドは次のイからハまでに適合するものであること。

イ 次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ、同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、一・五メガパスカルの静水圧力を五分間加えても漏水しないこと。

標 示 温 度 の 区 分	試 験 温 度
七十五度未満	五十二度
七十五度以上百二十一度未満	八十度

ロ 任意の方向に最大加速度百g（gは重力の加速度とする。）の衝撃を五回加えても機能に異常を生じないこと。

ハ 設計荷重の二倍の引張荷重をヘッドの軸心方向に加えた場合におけるフレームの永久歪の量は、設計荷重を加えた場合におけるフレームの歪の量の五十パーセント以下であること。

(四) ヒュージブルリンクの強度 ヘッドのヒュージブルリンクは、温度二十度（標示温度が七十五度以上のものにあつては、感熱体周囲温度より二十度低い温度）の空気中において、その設計荷重の十三

倍の荷重を十日間加えても破損しないこと。

(五) グラスバルブの強度　グラスバルブは、次のイからハまでに適合するものであること。

イ　標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合でグラスバルブ内の気泡が消滅する温度（標示温度の九十三パーセントの温度に到達した場合においてグラスバルブ内の気泡が消滅しないものにあつては、当該温度）まで加熱した後、大気中に放置して常温に戻す試験を繰り返し六回行っても異常がないこと。

ロ　標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で標示温度より十度低い温度まで加熱し、この温度を五分間維持した後、温度十度の水中に入れても亀裂又は破損を生じないこと。

ハ　設計荷重の四倍の荷重をヘッドの軸心方向に加えても亀裂又は破損を生じないこと。

(六) 分解部分の強度　ヘッドの分解部分は、設計荷重の二倍の荷重をヘッドの中心軸方向に外部から加えても破損しないこと。

(七) 振動試験　ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないこと。

(八) 水撃試験 ヘッドは、ピストン型ポンプを使用し、毎秒〇・三五メガパスカルから三・五メガパスカルまでの圧力変動を連続して四千回加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないこと。

(九) 腐食試験 ヘッドは、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 濃度五十パーセントの硝酸水溶液に三十秒浸漬し、水洗いした後、濃度十グラム毎リットルの硝酸水銀の水溶液に三十分間浸漬しても亀裂又は破損を生じないこと。

ロ 五リットルの試験器の中に濃度四十グラム毎リットルのチオ硫酸ナトリウム水溶液を五百ミリリットル入れ、硫酸を体積比で硫酸一対蒸留水三十五の割合に溶かした溶液百五十六ミリリットルを千ミリリットルの水に溶かした溶液を十二時間ごとに十ミリリットルずつ加えて発生させる亜硫酸ガスのに四日間放置しても機能に異常を生じないこと。

(十) 作動試験 次のイからハまでに適合するものであること。

イ ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百

三パーセントまで（ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内であること。

ロ グラスバルブを使用しているヘッドのうち、(五)イの試験を行った場合、ガラスバルブ内の気泡の消滅するものは、ガラスバルブ内の気泡の消滅温度の実測値がその消滅温度の標準値の九十七パーセントから百三パーセントまでの範囲内であること。

ハ ヘッドは、その軸線を垂直にした状態から四十五度に傾斜した状態までの取付け範囲において、最低放射圧力で放射させても正常に作動すること。

(十一)

感度試験 ヘッドは、次の表の上欄に掲げる標示温度区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動すること。

標示温度区分		試験条件	
	気流温度(度)	気流速度(メートル毎秒)	
七十五度未満	百三十五	一・八	
七十五度以上	百九十七	一・八	

$$f = \tau \times \log_e \left(1 + \frac{\theta \theta_r}{\delta} \right)$$

t 作動時間 (秒)

τ 時定数 (秒) 五十以下の設計値

θ ヘッドの標示温度 (度)

θ_r 投入前のヘッドの温度 (度)

δ 気流温度と標示温度との差 (度)

(十二)

放射量試験 ヘッドは、使用圧力範囲 (機能に支障を生じない圧力の範囲をいう。以下同じ。) の下限値における全放射量を測定した場合において、次の式で定めるKの値が許容範囲内にあること

$$Q = K \sqrt{10P}$$

Q 放射量 (リットル毎分)

P 放射圧力 (メガパスカル)

K 流量定数

Kの許容範囲 $\frac{1}{5}$ × $\left(\frac{1}{100}\right)^5$

(十三)

放射分布試験 ヘッドの放射分布は、使用圧力範囲の放射圧力で放射した場合、次のイからハまでに適合するものであること。

イ 設計上の発泡倍率が五倍未満で泡水溶液を放射する閉鎖型泡水溶液ヘッドにあつては、別図第二に示す放射分布試験装置を使用して各採取ますへの放射量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採取ますの採取量の平均値の分布曲線が別図第三に示す放射分布曲線より上にあり、全放射量の六十パーセント以上がヘッドの有効放射範囲に七十センチメートルを加えた範囲にある採取ますに放射され、かつ、同心円上の各採取ますの採取量の差が少ないものであること。

ロ 設計上の発泡倍率が五倍以上で泡水溶液を放射する閉鎖型泡水溶液ヘッドにあつては、別図第四に示す放射分布試験装置を使用して、取付け高さの上限及び下限において放射した場合、各採取ます一個当たりの泡水溶液採取量が、平均値で〇・三七リットル毎分以上、かつ、最低値が〇・一五

リットル毎分以上であること。

ハ 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにあつては、別図第五に示す放射分布試験装置を使用して、各採取ますへの放射量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする矩形上の各採取ますの採取量の平均値の分布曲線が別図第六に示す放射分布曲線より上にあり、全放射量の六十パーセント以上がヘッドの有効放射範囲に九十センチメートルを加えた範囲にある採取ますに放射され、かつ、同心円上の各採取ますの採取量の差が少ないものであること。

(十四) 発泡倍率試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。） 発泡倍率は、使用圧力範囲の上限値及び下限値で発泡させた場合、それぞれ五倍以上のものであること。

(十五) 二十五パーセント還元時間試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。） 二十五パーセント還元時間（発泡前の泡水溶液の容量の二十五パーセントの泡水溶液が泡から還元するため）に要する時間をいう。以下同じ。）は、六十秒以上であること。

(十六) 表示 次のイからへまでに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 製造者名又は商標

ロ 製造年

ハ 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標 示 温 度 の 区 分	色 別
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白

ニ 取付け方向

ホ 有効放射範囲

ヘ 閉鎖型泡水溶液ヘッドであることを表す旨

二 開放型泡水溶液ヘッドの性能等

開放型泡水溶液ヘッドの性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。
。

(一) 構造 ヘッドの構造は、次のイからハまでに適合するものであること。

イ 配管への取付け等の取扱いに際し機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

ロ ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。

ハ ヘッドの取付けねじは、J I S B 〇二〇三に適合するおねじのうち呼び R 1 / 2、R 3 / 4 のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。

(二) 材質 ヘッドの材質は、次のイからハまでに適合するものであること。

イ 時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。

ロ ヘッドの取付け部及びフレームの材質は、J I S H 五一一〇若しくは J I S H 五一一一に適合し又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

ハ デフレクターの材質は、J I S H 三一一〇、J I S H 五一一〇若しくは J I S H 五一一一に適合し又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

(三) 腐食試験 ヘッドは、濃度五十パーセントの硝酸水溶液に三十秒浸漬し、水洗いした後、濃度十グラム毎リットルの硝酸水銀の水溶液に三十分間浸漬しても亀裂又は破損を生じないこと。

(四) 放射量試験 ヘッドは、使用圧力範囲の下限値における全放射量を測定した場合において、次の式で定めるKの値が許容範囲内であること。

$$Q=K\sqrt{10P}$$

Q 放射量（リットル毎分）

P 放射圧力（メガパスカル）

K 流量定数

K の許容範囲 $\frac{5}{100}$ × $\left(\frac{1}{100}\right)$

(五) 放射分布試験 ヘッドの放射分布は、使用圧力範囲の放射圧力で放射した場合、次のイ及びロに適

合するものであること。

イ 発泡倍率五倍未満で泡水溶液を放射するヘッドにあつては、別図第二に示す放射分布試験装置を使用して各採取ますへの放射量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採取ますの採取量の平均値の分布曲線が別図第三に示す放射分布曲線より上にあり、全放射量の六十パーセント以上がヘッドの有効放射範囲に七十センチメートルを加えた範囲にある採取ますに放射され、かつ、同心円上の各採取ますの採取量の差が少ないものであること。

ロ 発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射するヘッドにあつては、別図第四に示す放射分布試験装置を

使用して、取付け高さの上限及び下限において放射した場合、各採取ます一個あたりの泡水溶液採取量が、平均値で〇・三七キログラム毎分以上、かつ、最低値が〇・一五キログラム毎分以上であること。

(六) 発泡倍率試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。）発泡倍率は、使用圧力範囲の上限値及び下限値で発泡させた場合、それぞれ五倍以上のものであること。

(七) 二十五パーセント還元時間試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。）二十五パーセント還元時間は、六十秒以上であること。

(八) 表示 次のイからホまでに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 製造者名又は商標

ロ 製造年

ハ 取付け方向

ニ 有効放射範囲

ホ 開放型泡水溶液ヘッドであることを表す旨

三 感知継手の性能等

感知継手の性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 構造 感知継手の構造は、次のイからホまでに適合するものであること。

イ 配管への取付け等の取扱いに際し、機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

ロ 弁体は常時閉鎖状態にあり、ヒューズブルリンク又はガラスバルブの作動後、一次側加圧水により開放すること。

ハ 作動時に分解する全ての部分は弁体の動作を妨げないものであること。

ニ 組み立てられた感知継手の各部にかかる荷重の再調整ができない措置を講じたものであること。

ホ ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。

ヘ 感知継手の取付けねじは、J I S B O 二〇三管用テーパめねじのうち、R c 1 / 2、R c 3 / 4、R c 1 又はこれに相当する呼びの管用テーパめねじであること。

(二) 材質 感知継手の材質は、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。

ロ 感知継手の取付部及びフレームの材質は、J I S H 五一二〇若しくはJ I S H 五一二一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

(三) 強度試験 次のイからハまでに適合するものであること。

イ 次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ、同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、二・五メガパスカルの静水圧力を五分間加えても漏水しないこと。

標 示 温 度 の 区 分	試 験 温 度
七十五度未満	五十二度
七十五度以上百二十一度未満	八十度

ロ 任意の方向に最大加速度百g（gは重力の加速度とする。）の衝撃を五回加えても機能に異常を生じないこと。

ハ 設計荷重の二倍の引張荷重を感知継手の軸心方向に加えた場合におけるフレームの永久歪の量は、設計荷重を加えた場合におけるフレームの歪の量の五十パーセント以下であること。

(四) ヒュージブルリンクの強度 感知継手にヒュージブルリンクを有するものにあつては、温度二十度

(標示温度が七十五度以上のものにあつては、感熱体周囲温度より二十度低い温度)の空気中において、その設計荷重の十三倍の重を十日間加えても破損しないこと。

(五) グラスバルブの強度 感知継手にガラスバルブを有するものにあつては、次のイからハまでに適合するものであること。

イ 標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合でガラスバルブ内の気泡が消滅する温度 (標示温度の九十三パーセントの温度に到達した場合においてガラスバルブ内の気泡が消滅しないものにあつては、当該温度) まで加熱した後、大氣中に放置して常温に戻す試験を繰り返し六回行つても異常がないこと。

ロ 標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で標示温度より十度低い温度まで加熱し、この温度を五分間維持した後、温度十度の水中に入れても亀裂又は破損を生じないこと。

ハ 設計荷重の四倍の荷重を感知継手の軸心方向に加えても亀裂又は破損を生じないこと。

(六) 分解部分の強度 感知継手の分解部分は、設計荷重の二倍の荷重を感知継手の中心軸方向に外部か

ら加ても破壊しないこと。

(七) 振動試験 感知継手は、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものであること。

(八) 水撃試験 感知継手は、ピストン型ポンプを使用し、毎秒〇・三五メガパスカルから三・五メガパスカルまでの圧力変動を連続して四千回加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものであること。

(九) 腐食試験 感知継手は、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 濃度五十パーセントの硝酸水溶液に三十秒浸漬し、水洗いした後、濃度十グラム毎リットルの硝酸水銀の水溶液に三十分間浸漬しても亀裂又は破損を生じないものであること。

ロ 五リットルの試験器の中に濃度四十グラム毎リットルのチオ硫酸ナトリウム水溶液を五百ミリリットル入れ、硫酸を体積比で硫酸一対蒸留水三十五の割合に溶かした溶液百五十六ミリリットルを千ミリリットルの水に溶かした溶液を十二時間ごとに十ミリリットルずつ加えて発生させる亜硫酸ガス中に四日間放置しても機能に異常を生じないものであること。

(十) 作動試験 次のイからハまでに適合するものであること。

イ 感知継手を液槽内に入れ、当該感知継手の標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合に感知継手の作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（ガラスバルブを使用している感知継手にあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内であること。

ロ ガラスバルブを使用している感知継手のうち、(五)の試験を行った場合、ガラスバルブ内の気泡の消滅するものは、ガラスバルブ内の気泡の消滅温度の実測値がその消滅温度の標準値の九十七パーセントから百三パーセントまでの範囲内にあるものであること。

ハ 感知継手は、その軸線を垂直にした状態から四十五度に傾斜した状態までの取付け範囲において、放射圧力〇・一メガパスカルで放射させても正常に作動するものであること。

(十一) 感度試験 感知継手は、次の表の上欄に掲げる標示温度区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものであること。

こと。

標示温度区分 七十五度未満 七十五度以上 百二十一度未満	七十五度未満 百三十五	七十五度以上 百九十七	試験条件	気流温度(度)	気流速度(メートル毎秒)
				百三十五	百九十七

$$t = \tau \times \log_e \left(\frac{1 + \theta_r}{\theta} \right)$$

t 作動時間(秒)

τ 時定数(秒) 四十以下の設計値

θ 感知継手の標示温度(度)

θ_r 投入前の感知継手の温度(度)

δ 気流温度と標示温度との差(度)

(十二)

表示 次のイからチに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 製造者名又は商標

ロ 製造年

ハ 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標示温度の区分		色別
六十度以上七十五度未満		無
七十五度以上百二十一度未満		白

ニ 取付け方向

ホ 流水方向を示す矢印

ヘ 直管に相当する長さで表した圧力損失値

ト 感知継手である旨の表示

チ 感知範囲半径

第四 有効感知範囲の試験方法

特定駐車場用泡消火設備は次の各号に掲げる試験方法により有効感知範囲が確認されたものであること

と。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにあつては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の感知範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。

(二) 火災模型

別図第七に示すように配置した○・八平方メートルの正方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを二十四リットル入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十

四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

(三) 感知

(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

二 感知継手における省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の感知継手にあつては、当該感知継手と同一の構造の標示温度が七十九度未満の感知継手における試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 感知継手

感知継手は、床面の各部分が一の感知継手の設計上の感知範囲に包含されるよう当該感知継手間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。

(二) 火災模型

第一号(二)と同様の火災模型とすること。

(三) 感知

(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

三 火災感知ヘッド等における省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、

(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の火災感知ヘッド等にあつては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の火災感知用ヘッド等における試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、床面の各部分が一の火災感知ヘッド等の設計上の感知範囲に包含されるよう当該火災感知ヘッド等間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。

(二) 火災模型

第一号(二)と同様の火災模型とすること。

(三) 感知

(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

四 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにあつては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド

閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドの設計上の感知範囲に包含されるよう配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。

(二) 火災模型

別図第八に示すように配置した○・八平方メートルの正方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを二十四リットル入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十

四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

(三) 感知

(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

第五 有効放射範囲の試験方法

特定駐車場用泡消火設備は次の各号に掲げる試験方法により有効放射範囲が確認されたものであること。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)のとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。

(一) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大の高さに設置すること。

(二) 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。以下同じ。）とすること。

(三) 火災模型

別図第九に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン六十リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

(四) 消火

(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

二 開放型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)のとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。

(一) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の開放型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該開放型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大の高さに設置すること。

(二) 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。

(三) 火災模型

第一号(三)と同様の火災模型とすること。

(四) 消火

(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

三 機械式特定駐車場の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の

- (一) から(三)のとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。
- (一) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるとして設計された範囲内で最大及び最小の高さに設置すること。

(二) 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。

(三) 火災模型

第一号(三)と同様の火災模型とすること。

(四) 消火

(一)に示すヘッド設置高さを最大高さとした場合及び最小高さとした場合のそれぞれについて、(二)に示す模型に点火して予燃焼時間一分経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

四 機械式特定駐車場の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、

次の(一)から(三)のとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。

(一) 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド

閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう配置し、火炎を有効に消火することができるとして設計された範囲内で最大及び最小の高さに設置すること。

(二) 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。

(三) 火災模型

別図第十に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン六十リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

(四) 消火

(一)に示すヘッド設置高さを最大高さとした場合及び最小高さとした場合のそれぞれについて、(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第六 開放個数の試験方法

省令第四条第二号イに規定する試験方法は、次の一から三のとおりとし、四の基準により作動したヘツドの個数を確認すること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにあつては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、作動したヘッドの個数の確認を行うことができる。

一 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるとして設計された範囲内で最小の高さに設置すること。

二 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。

三 火災模型

別図第十一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に

自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン二リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

四 作動

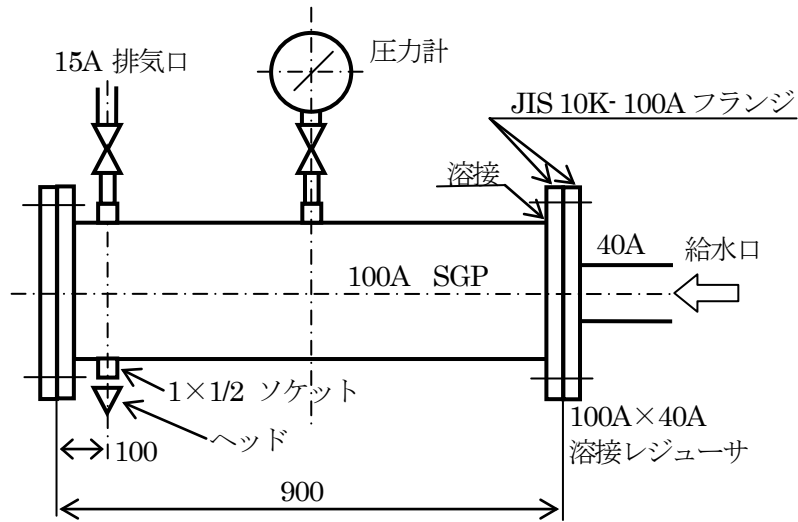
三に示す模型に点火した後、火炎が消失した時点において作動したヘッドの個数を確認すること。

附 則

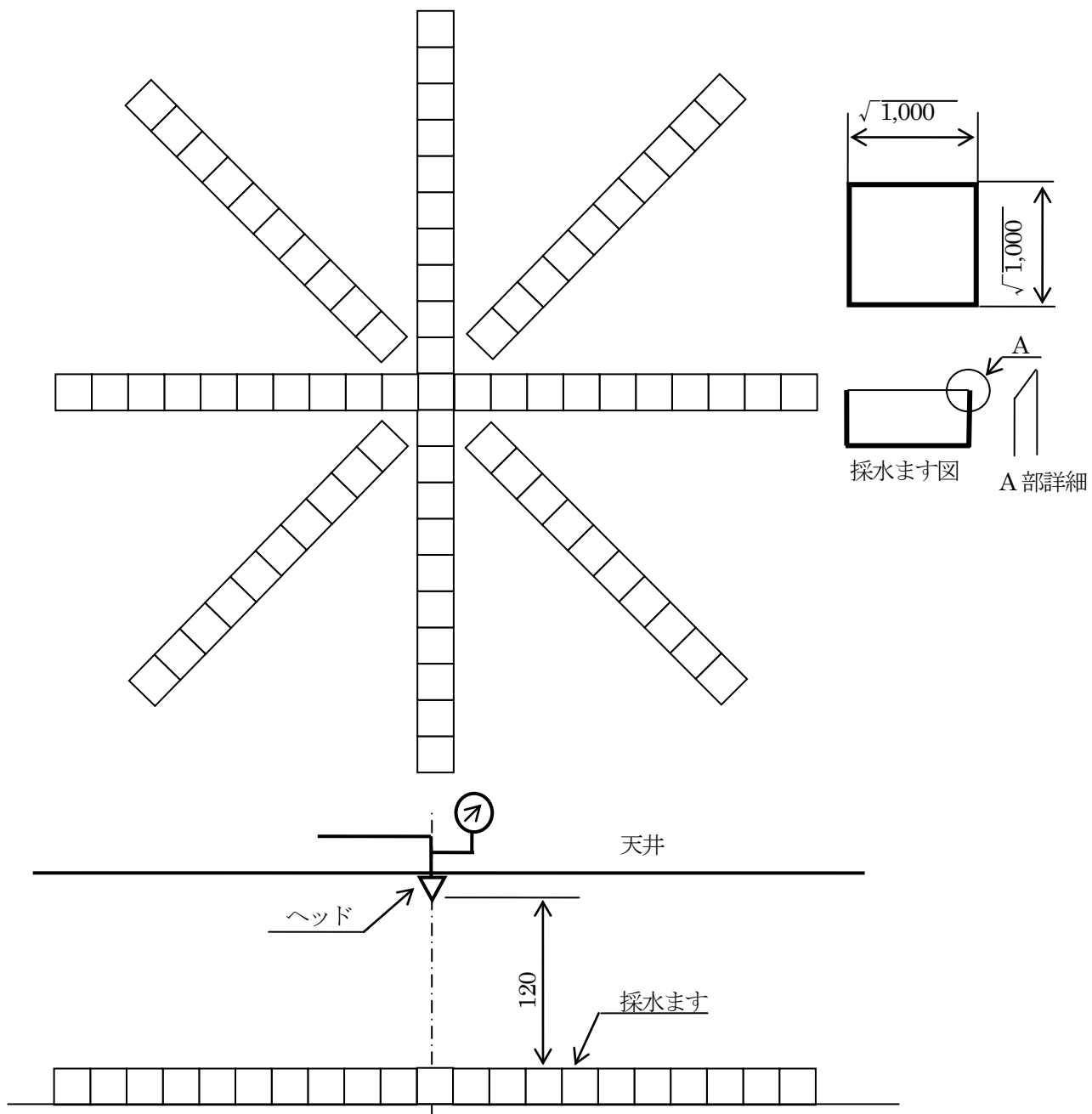
この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別図第一 整流筒 (第二第六号関係)

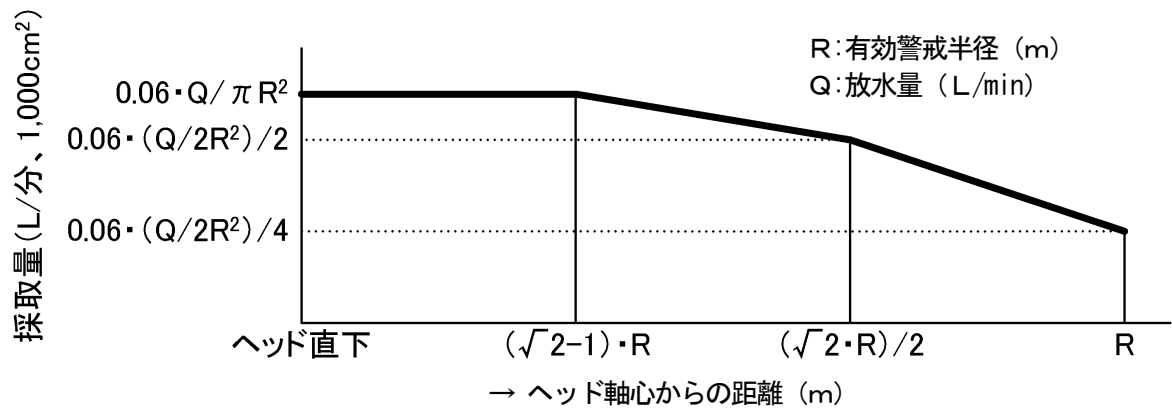
(単位 ミリメートル)



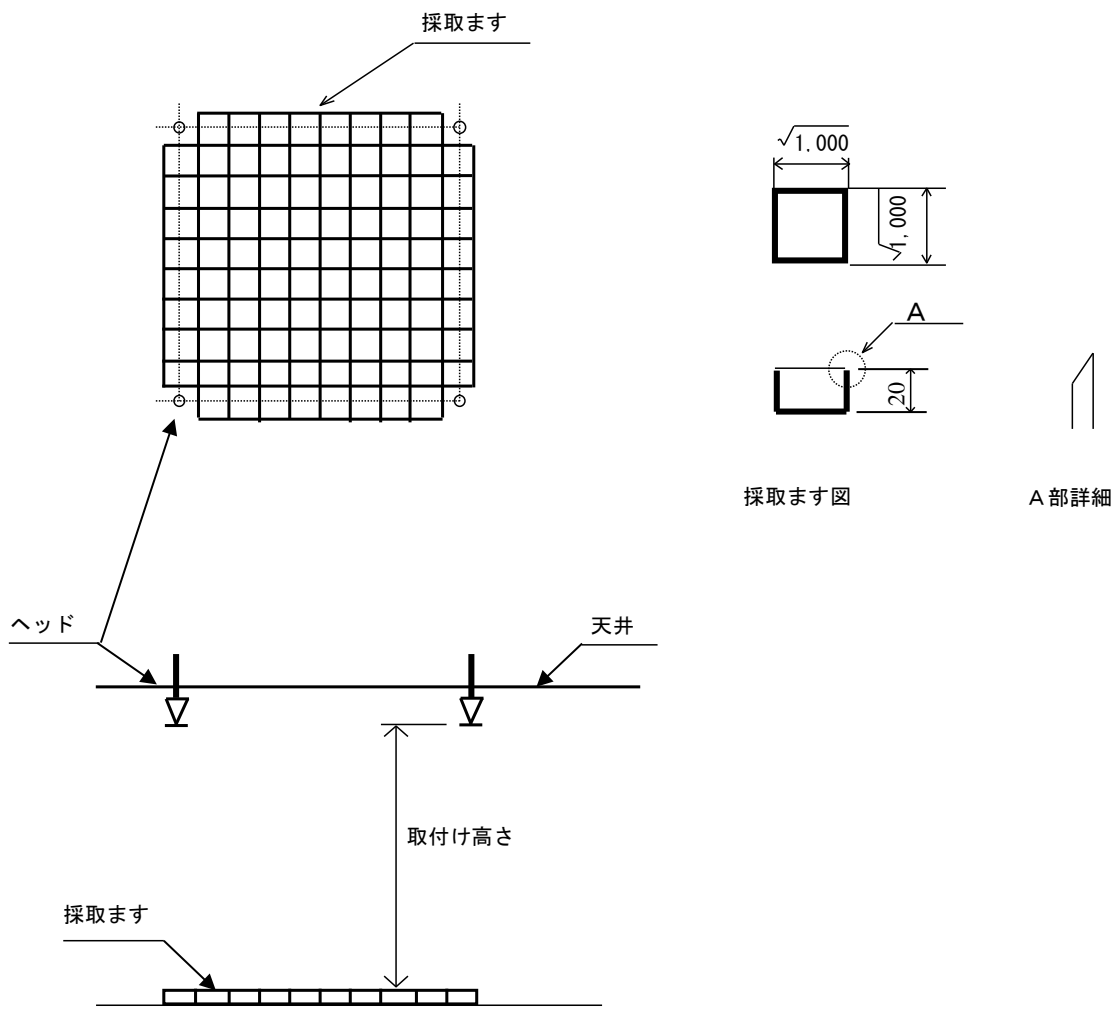
別図第二 放射分布試験装置 (第三第一号 (十三) イ、第三第二号 (五) イ 関係)
(単位 センチメートル)



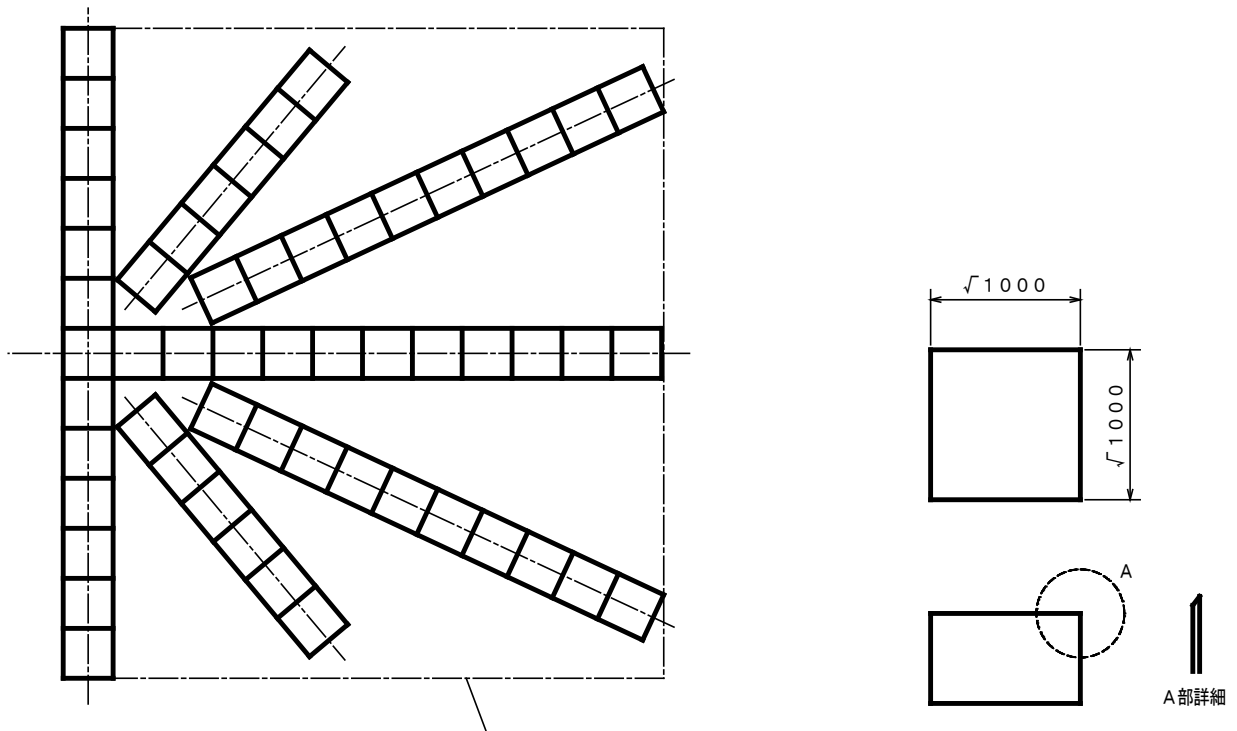
別図第三 放射分布曲線（第三第一号（十三）イ、第三第二号（五）イ 関係）



別図第四 放射分布試験装置（第三第一号（十三）ロ、第三第二号（五）ロ 関係）
（単位 センチメートル）

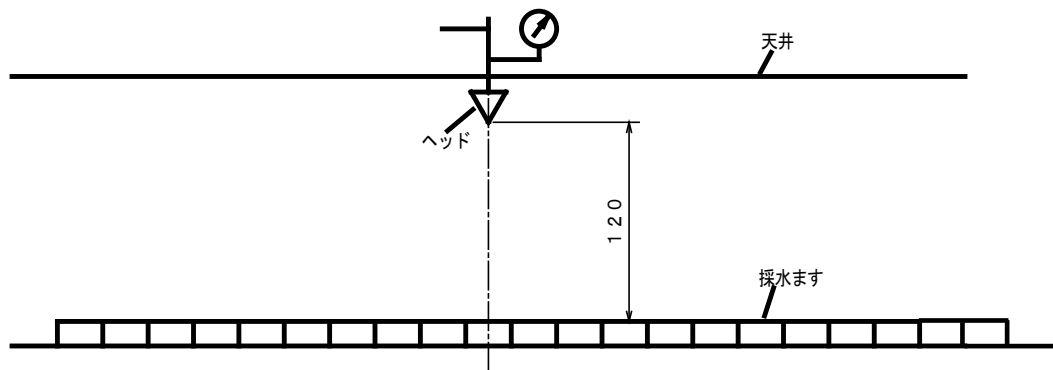


別図第五 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド放射分布試験装置(第三第一号(十三)ハ 関係)
 (単位 センチメートル)

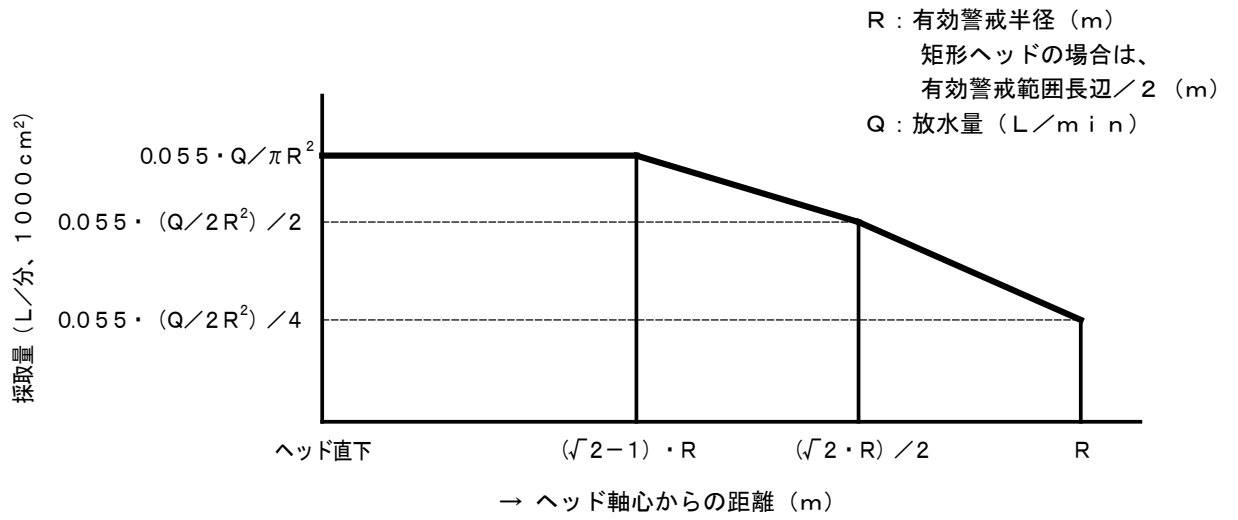


有効放射範囲プラス90センチメートルの範囲

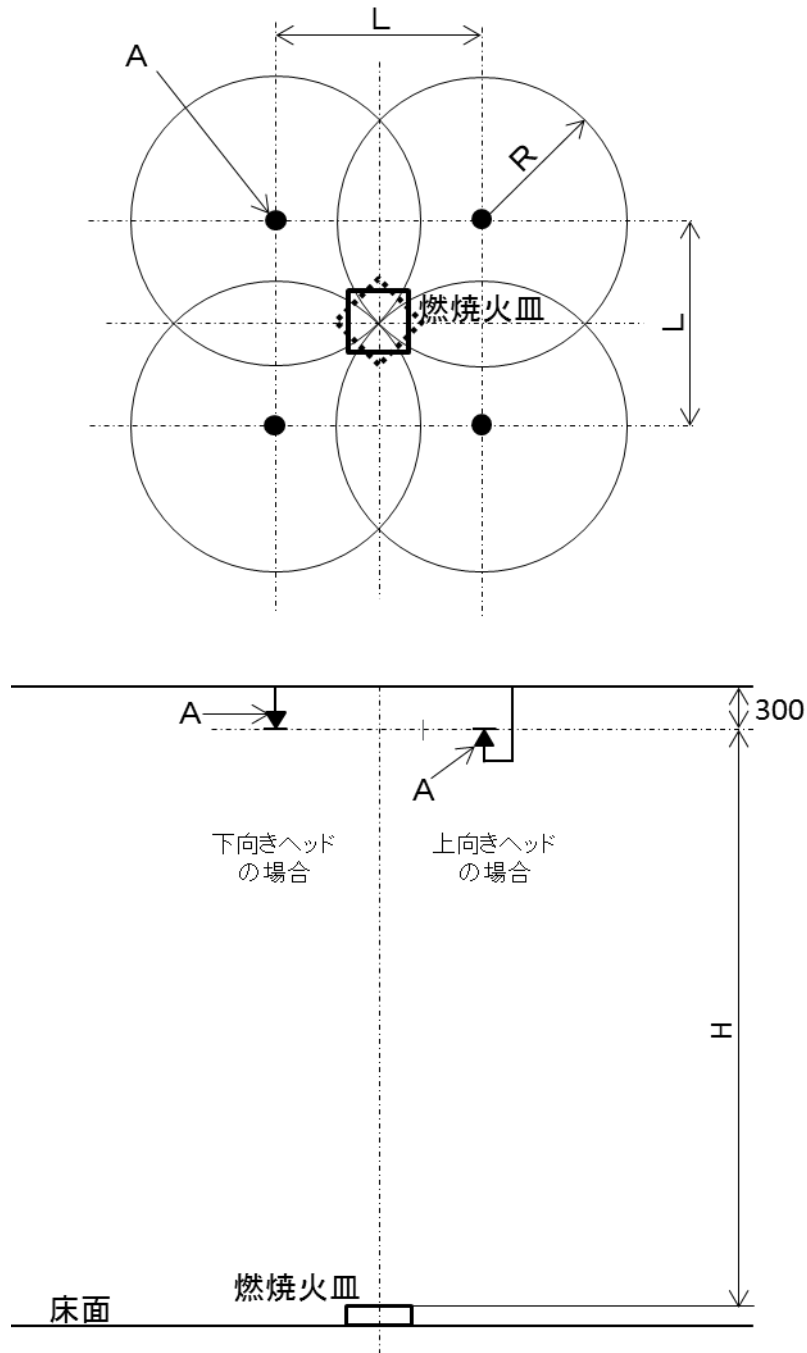
採水ますはヘッドを中心とした8方向の放水分布を有効に採水できるよう、採水範囲内にバランス良く配置する。



別図第六 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド放射分布曲線(第三第一号(十三)ハ 関係)

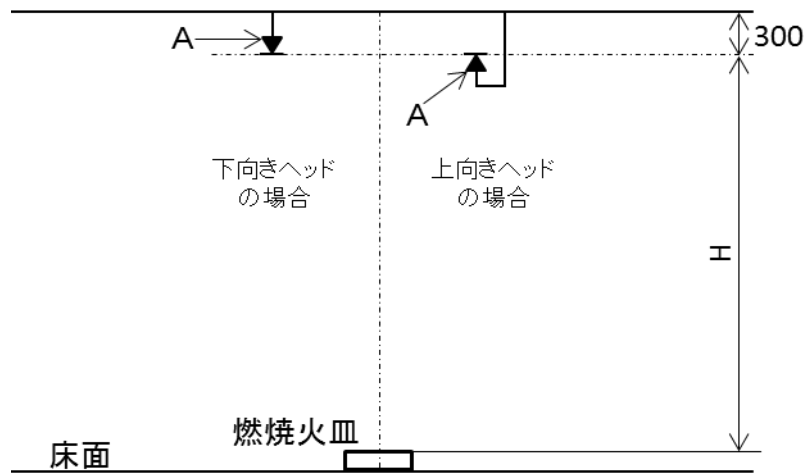
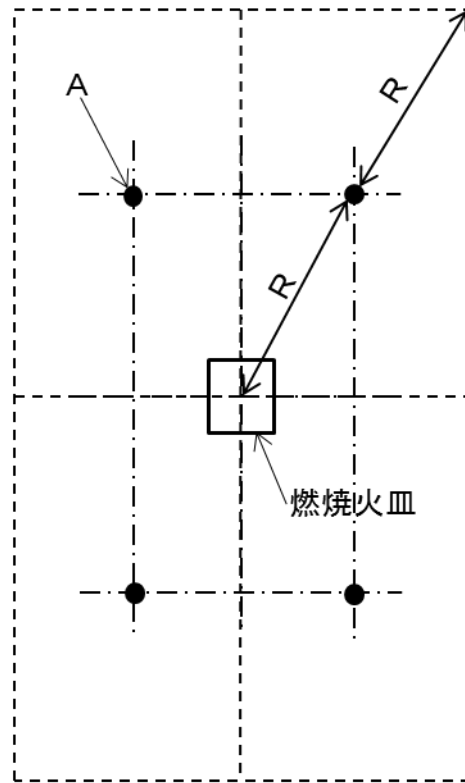


別図第七 感知試験（第四第一号（二）、第二号（二）、第三号（二）関係）
 （単位 ミリメートル）



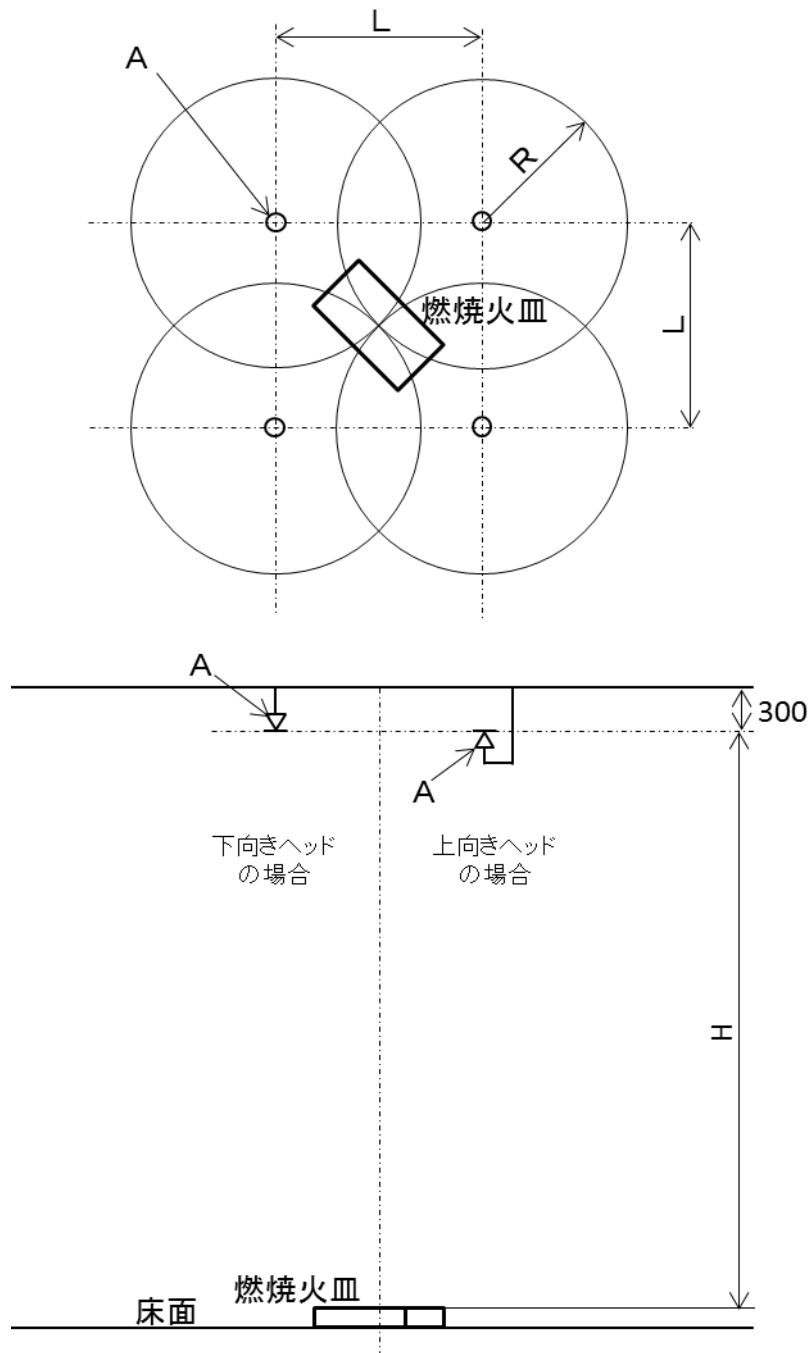
- A : 閉鎖型泡水溶液ヘッド等
- R : 設計上の感知範囲の半径
- L : 正方形配置における最大間隔
- H : 設計された範囲で最大の高さ

別図第八 感知試験（第四第四号（二）関係）
 （単位 ミリメートル）



- A : 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド
- R : 設計上の感知範囲の半径
- H : 設計された範囲で最大の高さ

別図第九 消火試験（第五第一号（三）、第二号（三）、第三号（三）関係）
（単位 ミリメートル）



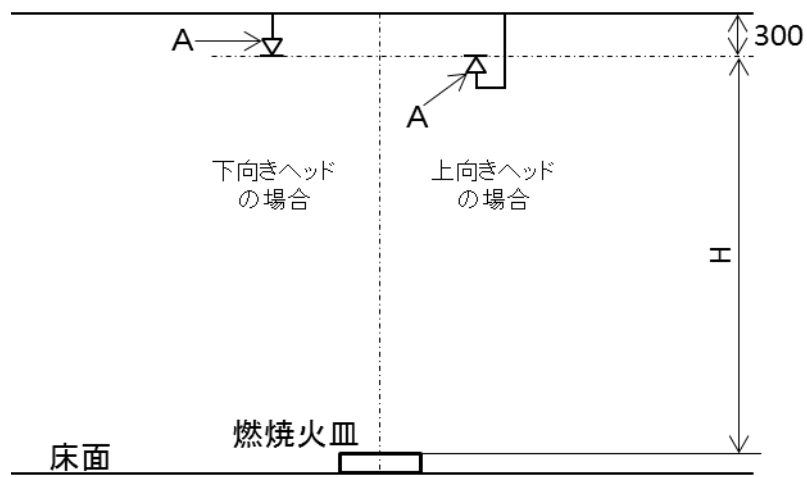
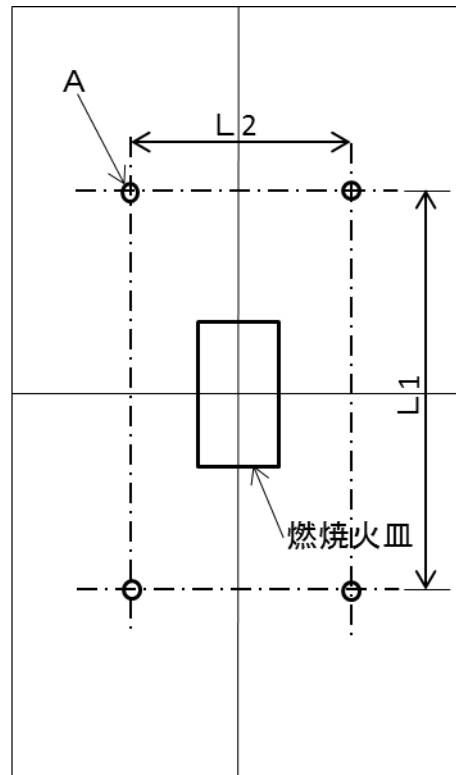
A：閉鎖型泡水溶液ヘッド又は開放型泡水溶液ヘッド

R：設計上の放射範囲の半径

L：正方形配置における最大間隔

H：設計された範囲で最大の高さ（機械式特定駐車場の閉鎖型泡水溶液ヘッドにあっては設計された範囲で最大及び最小の高さ）

別図第十 消火試験（第五第四号（三）関係）
 （単位 ミリメートル）



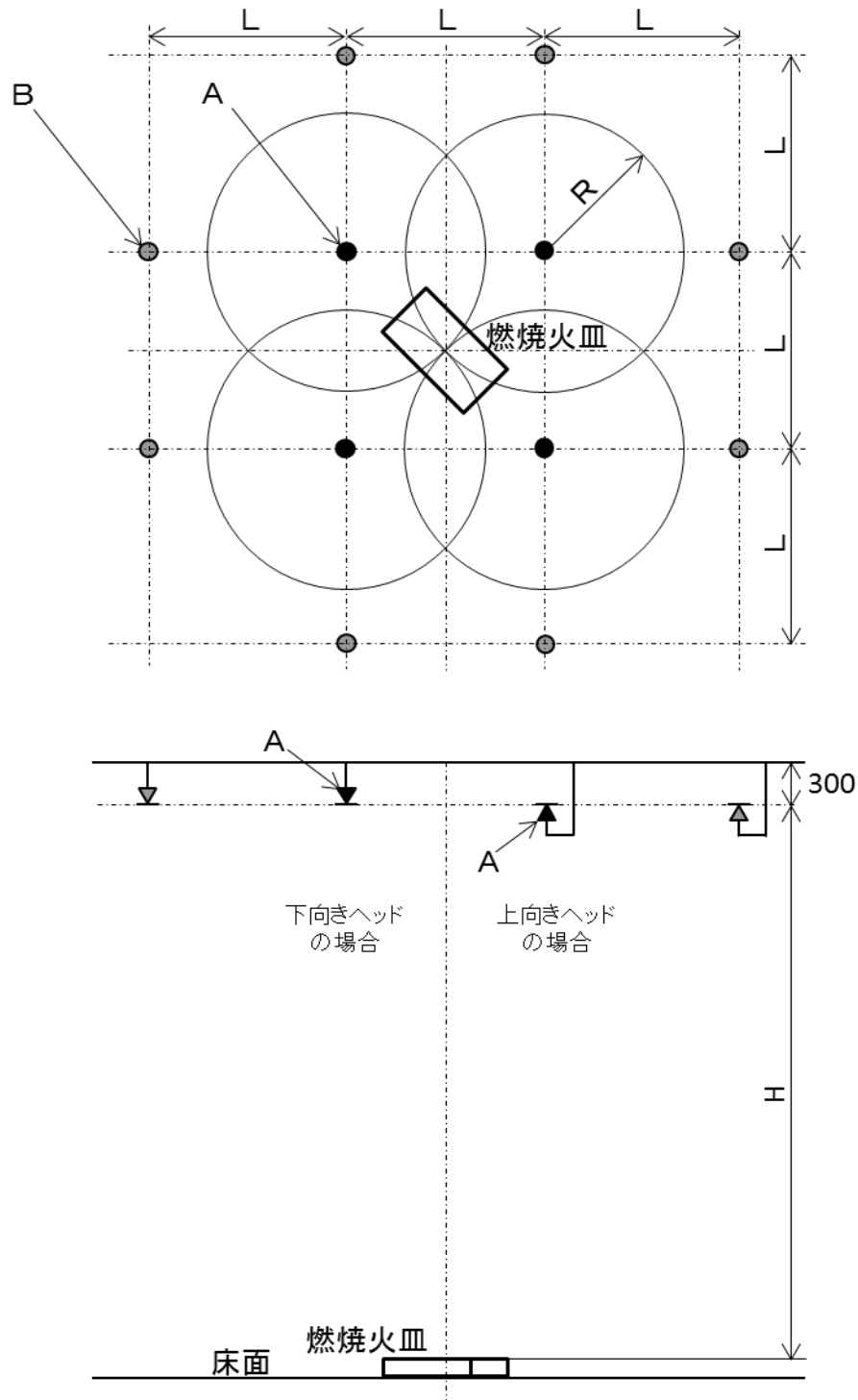
A : 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド

L1, L2 : 設計上の放射範囲

H : 設計された範囲で最大及び最小の高さ

別図第十一 作動試験（第六第三号関係）

（単位 ミリメートル）



A：閉鎖型泡水溶液ヘッド（作動後に泡水溶液を放射するもの）

B：閉鎖型泡水溶液ヘッド（作動を確認するもの）

R：設計上の有効警戒範囲の半径

L：正方形配置における最大間隔

H：設計された範囲で最小の高さ

○消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

第二第一号(六)を次のように改める。

- (六) 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号(六)において同じ。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件新旧対照表
 ○ 消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成一六年五月三十一日消防庁告示第一四号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等次の(一)から(七)までに掲げるもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）（第二十五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号(六)において同じ。））</p> <p>(七) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類する</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等次の(一)から(七)までに掲げるもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備</p> <p>(七) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類する</p>

ものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

次の(一)から(七)までに掲げるもの

(一) (五) (略)

(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備

(七) (略)

二 (略)

ものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

次の(一)から(七)までに掲げるもの

(一) (五) (略)

(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備

(七) (略)

二 (略)

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第一号の二の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を次のように改正する。

第十の表玉型弁の項の次に次のように加える。

ボール弁	
二十五	四・〇
三十	六・〇

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年三月二十七日消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案					現行									
アングル弁					アングル弁									
形状					形状									
第十 消火栓弁の等価管長 消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。					第十 消火栓弁の等価管長 消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。									
										呼称				
										等価管長（メートル）				
										五十	四十	三十	二十五	十・〇

玉型弁										
九十度型					百八十度型					
六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇	十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇	十五・〇

玉型弁										
九十度型					百八十度型					
六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇	十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇	十五・〇

ボール 弁	
三十	二十五
六・〇	四・〇